

堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則（平成5年規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項の表第5会議室（ギャラリー）の項の次に次のように加える。

多目的室1	勤労者	2,380	3,520	3,010	5,900	6,530	8,910	
	その他の者	2,650	3,920	3,410	6,570	7,330	9,980	
多目的室2	勤労者	4,880	7,330	6,150	12,210	13,480	18,360	
	その他の者	5,440	8,150	6,840	13,590	14,990	20,430	

別表第1の1の項の表中

3,480	5,170	4,320	8,650	9,490	12,970
3,870	5,750	4,810	9,620	10,560	14,430

を

3,460	5,170	4,310	8,630	9,480	12,940
3,850	5,740	4,800	9,590	10,540	14,390

に

改め、同表に次のように加える。

ギャラリー（A棟）	勤労者	10,180	15,370	12,780	25,550	28,150	36,660	
	その他の者	11,330	17,070	14,210	28,400	31,280	36,660	

様式第3号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書1とし、同様式の注書3を同様式の注書2とし、同様式の注書4を同様式の注書3とする。

様式第4号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第5号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第6号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月14日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則（以下「新規規則」という。）別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立勤労者総合福祉センター条例施

行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。